

さくらデイサービスセンター利用者重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

通所介護

(事業所番号 2872200908)

当事業所は契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1、 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団 松本会 |
| (2) 法人所在地 | 加古川市加古川町栗津232-1 |
| (3) 電話番号 | 079-424-0333 |
| FAX | 079-424-6291 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田邊 誠 |

2、 事業所の概要

- | | | |
|-----------|-------------|------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート6階建 | 2階部分 |
| 延床面積 | 158.76㎡ | |

3、 ご利用施設

- | | |
|------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定通所介護事業所 |
| (2) 施設の目的 | 介護保険法に伴い、契約者（利用者）が、その有する能力に可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてご契約者に通所サービスを提供します。 |
| (3) 施設の名称 | さくらデイサービスセンター |
| (4) 施設の所在地 | 加古川市加古川町栗津234-7
セラサス加古川2F |
| 交通機関 | JR 加古川駅 徒歩 5分 |
| (5) 電話番号 | 079-420-2272 |
| FAX | 079-420-2272 |
| (6) 管理者 | 田邊 知子 |
| (7) 運営方針 | 通所介護サービス計画に基づき、可能な限り在宅における生活が続けられることを念頭に置いて、入浴、排泄、食事の介助、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を |

行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

(8) 開設年月日 平成 14年 4月 1日

(9) 利用定員 通所介護 20/日

(10) 通常の事業の実施地域 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町
(ただし、送迎に係る時間により家族送迎をお願いする場合があります。
詳しくは担当にご相談ください。)

(11) 営業日及び営業時間

営業時間	月 火 水 木 金 土 (日曜休み) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
受付時間	月 火 水 木 金 土 (日曜休み) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
サービス提供時間	(実質利用時間) 月 火 水 木 金 土 (日曜休み) 9 : 1 5 ~ 1 6 : 3 0

(12) その他の施設概要

施設の種類	個数	面積
食堂・機能	1	6 1 . 7 5 m ²
休憩室・相談室	1	1 1 . 2 8 m ²
浴室	1	2 7 . 5 5 m ²

4、 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については介護予防支援・居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下「個別サービス計画」という）に定めます。
契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

①ケアマネジャーの担当者は介護予防支援・居宅サービス計画の原案について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

②個別サービス計画は、介護予防支援・居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合もしくは契約者及び家族の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更のある場合には、契約者及びその家族と協議して個別サービス計画を変更します。

③個別サービス計画が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

5、 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

< 職員の配置状況と職務内容 >

職種	職務内容	
1. 施設長	職員の指導管理と事業運営の統括	1 名
2. 介護職員	日常生活上の介護	2 名
3. 生活相談員	日常生活上の相談及び助言	1 名
4. 看護職員	健康管理	1 名
5. 機能訓練指導員	機能訓練全般	1 名
6. 管理栄養士	栄養改善全般	1 名

6、 当事業所が提供するサービス

利用料金の自己負担額が 1 ～ 3 割となるサービス

- ①入浴 ・ 車椅子を利用している方は機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ②排泄 ・ 排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ③機能訓練 ・ 機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。
- ④健康管理 ・ 看護職員が健康管理を行います。
- ⑤その他自立への支援
 - ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な静養が行われるよう援助します。

(1) 介護保険の給付対象とならないサービス (第5条、第10条参照)

- ① 介護保険給付の支払い限度額を超えてサービスを利用される場合は前記のサービス利用料金表に定められた金額 (介護保険給付合計+食費) が必要となります。
- ② 契約者が、サービス提供についての記録、その他複写を必要とする場合には、複写代をご負担いただく場合があります。
- ③ おむつ代 料金実費負担額
- ④ 食事の費用
契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。
料金：1回あたり600円 (昼食、おやつ代) がかかります。
- ⑤ レクリエーションの材料費
原則として無料です。ただし特別な材料等を使用する場合や、外出行事を行う場合はその経費の実費を徴収する場合があります。
- ⑥ 保険適応外の費用につきましては、1か月前以上に文書でお知らせします。

(1) 利用料金のお支払い方法

前記の利用料金および費用は、月末毎にご請求させていただきます。翌月10日までに請求書を発行いたしますので当月20日までに以下の方法でお支払いください。

- 預金口座振替 (振替手数料はご本人負担となります。)
本人または、ご家族の預金口座から施設の口座へ自動振替が便利です。振替日は毎月20日としますが、当日が金融機関の休日となる場合はその翌日となります。
- その他、支払いについて、相談に応じます。

(2) 利用の中止・変更・追加

利用予定日の前に、契約者の都合によりサービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として次の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用取消料

・利用予定日の前日までの取り消し	無料
・利用予定日の当日の取り消し	無料

サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間または日時を契約者に提示して協議します。

(3) サービス利用中の医療の提供について

緊急な医療を必要とする場合は、契約者およびご家族の希望により、下記協力医療機関において診察を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診察、入院治療を保障するものではありません。)

診察に係わる医療費は別途負担となります。

協力医療機関

医療機関	医療法人社団 松本会 松本病院
所在地	加古川市加古川町栗津232-1
診療科目	内科・外科・整形外科・放射線科・リハビリテーション科
電話番号	(079) 424-0333

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間終了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れのない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判断された場合。
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④ 施設の減失や、重大な毀損（きそん）により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合。

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間内であっても、契約者から利用契約の全部または一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。但し、以下のような場合には、即時に契約の全部または一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービス料料金の変更に同意できない場合。
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ 契約者が入院された場合。(一部解除はできません)
- ④ 契約者の「予防介護支援・居宅サービス計画」(ケアプラン)が変更された場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に反した場合。
- ⑦ 事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとられない場合。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解約させていただくことがあります。

- ① 契約者が契約締結日時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれをつげずまたは不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ 契約者が故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の財物、信用等を傷つけ、または不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 契約の行為が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(3) 契約の一部が解約または解除された場合

本契約の一部が解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務

当事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、契約者の生命、身体、生活環境の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書に規定される義務を負います。当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。② 契約者の体調、健康状態からみても必要な場合には、医師または看護職員との連携の上契約者から聴取、確認します。③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、契約者に対して、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。④ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年保管するとともに、契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、コピーは有料となります。⑤ 契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行動を行いません。
但し、契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむ得ない場合には、身体等を拘束する場合があります。⑥ 契約者へのサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合およびその他必要な場合には、速やかに主治医または定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。⑦ 事業者及びサービス従業員はサービスを提供するにあたって知り得た契約者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
但し、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。また、契約者との契約の終了時に伴う援助を行う際には、契約者の同意をえます。 |
|---|

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことはできません。

＜例：コンロ等火気を伴う器具＞

ペット類

その他施設長が認めないもの

(2) 施設・設備の使用上の注意

- ・ 居室および共用施設、敷地を本来の用途に従って使用してください。
- ・ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、契約者の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代金をお支払いいただく場合があります。
- ・ 当事業所の職員や他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内では、禁煙とさせていただきます。

10. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認めれる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 身元引受人

身元引受人は契約者の身元に関する一切の事柄及び利用料等の経済的な責務を連帯して、履行の責を負います。しかし、独居等で社会通念上、身元引受人が立てられない場合はこの限りではありません。

12. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当）

管理者 田邊 知子

○ 受付時間 月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜 （日曜休み）

AM9：00～PM4：00

TEL 079-420-2272

令和 年 月 日 (時 分～ 時 分)

氏 名 _____ 印 _____

契約者兼利用者住所

氏 名 _____ 印 _____

身元引受人住所

氏 名 _____ 印 _____

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。（身元引受人が署名代行者の場合は下記の署名は不要です）

署名代行者住所

氏 名 _____ 印 _____

(契約者との続柄)